

奨学金返還支援制度規程

制定 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、新規学卒者、又はそれに準ずる若年世代の職員の採用や定着に資するため、社会福祉法人北海道宏栄社（以下「当法人」という）が支給する奨学金返還支援手当について定めたものである。

(奨学金返還支援制度)

第2条 奨学金返還支援制度（以下「支援制度」という）とは、自身の奨学金を現に返還している、又は返還しようとする職員に対して、当法人が返還額の一部を補助するために、手当として支給する制度のことを行う。

(支援制度の対象者)

第3条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下「支援対象者」という）とする。

- ① 就業規則に定めるフルタイムの職員であること
- ② 令和7年度以降に新規に採用された職員であること。
- ③ 奨学金を受給し、現に奨学金の返還をしている、又は返還しようとする者であること
- ④ 支援制度の適用を受けようとする年度の末日において30歳未満の者であること（その年度で30歳になる職員は対象外）
- ⑤ 第4条の書類を提出した者であること

(書類の提出)

第4条 支援制度の適用を受けようとする職員は、次の書類を当法人が指定する日までに提出しなければならない。

- ① 奨学金等の借入総額及び返還計画が分かる書類の写し
 - ② 奨学金等の借入残高が分かる書類の写し
- 2 支援対象者は、毎年、当法人が指定する日に奨学金等を返還していることを証明する書類の写しを提出しなければならない。
- 3 支援対象者は、返還計画等の変更があった場合には、速やかに当法人に申し出なければならない。

(奨学金)

第5条 本規程に定める奨学金とは、貸与型のものをいう。

(奨学金返還支援手当)

第6条 奨学金返還額の一部補助を、「奨学金返還支援手当」として、毎月の給与に含めて支給する。

- 2 奨学金返還支援手当は、支援対象者の返還月額（年額返還の場合は換算月額）の2分の1とする。ただし、月額1万円を支給上限とする。
- 3 欠勤、休業、休職などの勤務実態によっては支給を休止することができ、理事長が判断する。

(支給期間等)

第7条 奨学金返還支援手当は、入職月（この規程の施行年度は施行月）、または返還開始月から、36カ月目までを上限に支給する。

- 2 支給期間中に奨学金返還が終了した場合は、最終返還月（年額返還の場合は換算上の最終月）ま

で支給する。

(規程の改廃)

第8条 本規程を改廃する場合は、事前に職員に対して通知する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。